

平成25年度から

石川県内の定期報告の提出部数等が変わります。

(財)石川県建築住宅総合センター(以下「センター」という。)では、定期調査(検査)報告の受付等の業務を行っていますが、平成25年度報告分から以下の事項を変更します。

① 定期報告書の提出部数について

- ・報告書の部数を3部から2部に変更します。(※概要書を2部添付してください)

【変更前】報告書3部(正×1 副×2) 概要書1部 [改善計画書・改善結果報告書3部]

【変更後】報告書2部(正×1 副×1) 概要書2部 [改善計画書・改善結果報告書2部]

② 調査(検査)資格登録、業務受託事業所登録について

- ・センター登録の有無に関わらず、センターにて報告書を受け付けます。
- ・センター登録済の調査(検査)者は、従来どおりセンター登録番号を定期報告書に記入してください。
- ・センター登録を希望する調査(検査)者は、従来どおり指定講習会を受講することにより登録ができます。
- ・センター登録された事業所は、定期調査(検査)報告対象の建築物の所有者・管理者が閲覧できるようセンター発行の業務受託事業所名簿に掲載します。

③ 指定講習会

新規登録および3ヵ年ごとの更新時に指定講習会を受講することにより、従来どおりセンターの調査(検査)資格登録、業務受託事業所登録ができます。

- 調査(検査)者は、発注者からの信頼および必要な知識、技能の研鑽を図るため、指定講習会を受講し、資格者登録、業務受託事業所登録されるようお願いいたします。

(財)石川県建築住宅総合センター

TEL 076-260-4833

FAX 076-260-8475